

議 第 十 三 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例
の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の
規定により提出します。

平成二十二年十一月二十九日

提 出 者

議員	提出者
柿沼敏万	
木村勝好	
田村稔	
笠原哲	
福島かずえ	
辻隆一	

仙台市議会議長
野田 讓 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

理 由

現下の厳しい経済情勢等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。